

昭和44年1月15日



# 秋穂町広報

No. 94

## 人口と世帯数

(12月末)

人口	9609人
秋穂地区	6166人
大海地区	3443人
世帯数	2304世帯
秋穂地区	1446世帯
大海地区	858世帯

町県民税第四期分の納期限一月三十一日



# 謹賀新年

写真は 昨 から黒潟開作に飛来している「なべづる」

○ 「とじこんで保存しましょう」

## 季節の話題

### 一月(むつき)

一月のことを和名で「むつき」と呼びます。すでに日本書紀に「睦月」(むつき)といふことが使われております。

江戸時代の文献には「正月をむつきと申侍るは、しる人なるは、たかひに行かよひて、いよいよしたしみむつふるわざを、しけるによりて、此月をむつびきと名づけ、それを略してむつきと云也」とあります。

そんなことから、この「むつき」ということは、年の初めにお互いがむつみ合うことから起った、いわば社会現象の一つの呼び名といえましょう。

さて、一月は五日が小寒といつて、いわゆる寒の入り日に当たります。

この日から節分までの三十日が「寒」で一年中ではちばん寒い季節になります。

これは、この季節は脂肪がのっついておもしろいといわれるためでしょう。こうした行事や風習は、寒さのため、運動不足になり病気にかかりやすいことから、われわれの祖先がこの季節に対処するために考えた生活の知恵といえましょう。

### 1月のこよみ

- 1日(水) 元日・年賀・初もうで
- 2日(木) 初荷・初夢・書ぞめ
- 4日(土) 官庁・会社・仕事初め
- 5日(日) 小寒
- 6日(月) 消防出初式
- 7日(火) 七草
- 8日(水) 学校始業
- 11日(土) 鏡開き
- 15日(水) 成人の日
- 16日(木) やぶ入り
- 20日(月) 大寒
- 26日(日) 文化財防火デー

# 年頭の辞

## 町長 藤生 仕郎



昭和四十四年の輝かしい新春を迎え、町民の皆様へ心から新年の御よろこびを申し上げます。

変転極まりない世界情勢のもとにもかかわらず、我國の国運は益々隆盛の一途をたどっておりますことは皆様と共に御同慶に存ずる次第であります。

しかしながら国外に於いては、中近東、ベトナム問題等また国内では大学の紛争混乱、沖縄あるいは北方領土の問題等、政治的に経済的に幾多の難問題が横たわっております今日、翻って静かに本町の現況を見ますと、昨年は町の主産業の一つであります農業、特に米の生産につきまして、植付前の異常天候により植付が思うにまかせず、其の上九月からの天候不順により高度な栽培技術を傾注し努力されたにもかかわらず平年作に終わったことは、誠に

残念であります。一方構造改善事業によって増殖致しましたみかんは、一昨年の大旱害による影響が懸念されていましたが幸にして今年には豊作で約一、五〇〇屯の収穫が予想されております。

水稲、畜産、柑橘等を含めたいわゆる総合農政について、如何に取り組んで行くべきか、今後の課題として各種機関と協議を重ねております。

又、漁業に於きましては三漁協を中心に漁業の近代化、大型化、特にのりの増殖が、急激に進み漁家経済を潤して居ることを確信致しております。このほか石材業をはじめとする町内の各種中小企業におかれましても伸び行く秋穂町の名にふさわしくそれぞれ発展を続けられ、これまた喜ばしい事と存じます。

町におきましても黒湯保育所の改築、町民プールの建設を行ない、塩業組合跡地及び事務所の購入をなし社会福祉関係のセンターとして活用致しその他住民福祉の向上、産業基盤確立のための努力を続け、また海

岸保全、港湾の改修、漁港修築あるいは町道の改良等一連の明るい町造りに精進致して参りました。

さて新しい年を迎え今年も事業が山積致して居りますが、先づ老朽化して参りました秋穂小学校の全面改築事業に着手し、二ヶ年の年次計画で改築をなすと共に、新たに給食センターを建設し、小・中学生諸君の健康管理の一助に致すべく努力し、また継続事業として進めております。大海漁

港、花香港の改修、海岸保全事業あるいは町道の改良舗装等、産業発展に直結する事業は財政との調和を計りながら強力に推進致し明るい町造りに、年改まった今日より全力を傾注すべく覚悟をあらたに致しております。

# 年頭の挨拶

## 議長 末貞 巖



朝は清新なる空気を胸いっぱい吸いこんで、すがすがしい晴々とした気分で大いに張切る事ができますように私どもは今年酉年一年中、正に夜明の様な気分で大いに張切って頑張りたいと存じております。

町の今年度の新しい施策について、私共議会と致しましてもこれら執行部の施策を基に充分検討し相協力して秋穂町の発展と町民福祉の向上の為に微力を捧げたい所存でございます。何とぞ皆様におかれましては旧年に倍して尚一層の御支援御協力を賜われますよう心からお願ひ申し上げますと各々の御多幸を御祈り致しまして甚だ簡単でありますが年頭の御挨拶と致します。

御承知のように今年度は暦の上では酉の年でございませうが鳥と言へばどんな鳥でも朝早くから元氣良くなさへずるあの姿が連想されま

御支援御協力を賜われますよう心からお願ひ申し上げますと各々の御多幸を御祈り致しまして甚だ簡単でありますが年頭の御挨拶と致します。

# 12月定例町議会

## 一般会計補正予算など決まる

昭和四十三年第三回定例町議会が十二月十八日から開催され一般会計補正予算など十件の議案が審議可決され十二月二十日終了しました。

## 可決された議案

- 昭和四十三年度秋穂町一般会計補正予算（第三号）について
- 補正額 二五、五六〇千円
- 合計額 二五八、三四〇千円
- 昭和四十三年度秋穂町国民宿舎特別会計補正予算（第一号）について
- 補正額 二、二五〇千円
- 合計額 三〇、〇〇〇千円
- 取組団体の業務にもつばら従事する職員に関する条例の廃止について
- 職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について
- 秋穂町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

- 秋穂町一般取組の職員給与に關する条例の一部改正について
- 秋穂町道路線の認定について
- 山口県旧町村取組員恩給組合資産管理組合規約の一部改正について
- 公有水面埋立にともなうあらたに生じた土地の確認について
- 字の区域の変更について

# 昭和44年度山口赤十字高等看護学院看護婦学生募集

- 一、募集人員 二十名
- 二、願書締切日 昭和四十四年二月五日
- 三、試験期日 昭和四十四年二月十二日（水）二月十三日（木）
- 四、受験資格 高等学校卒業又は卒業見込の者で二十三才未満の独身の女子
- 五、くわしいことは、山口市水の上一八〇〇日本赤十字社山口県支部（電話山口〇一〇一〇二）へお問合せ下さい。



# 歳末たすけあい 運動の報告とお礼

歳末たすけあい運動につきましては昨年の十二月の町広報で、主旨の説明とお礼を致しましたように、当町共同募金委員会で昭和四十三年度歳末たすけあいの募金目標を一世帯九十円以上又は白米一立程度として、この募金を婦人会の方々の献身的な御奉仕と皆様方の深いご理解と暖いご協力によりまして、非常によい成績を挙げることが出来ましたことに感謝し厚くお礼申し上げます。

昨年末に有線放送を通じてお知らせしましたが、次のとおり実績の報告を致しますと共に、関係者皆様方の御厚意に心からお礼を申し上げます。

- 収 入**
- 一般募金 一九〇、一八八円
  - (米二四一・六K換金金) 町連合婦人会 三、七二〇円
  - 山口農高秋穂分校取組生徒一同 五、五九五円
  - 山口農高秋穂分校JRC 五八七円
  - 秋穂中学校取組生徒一同 六、〇八四円
  - 山口市秋穂二島 秋本治郎 二〇〇円

- 支 出**
- 秋穂小学校生徒取組一同 三、〇〇〇円
  - 老人クラブ長生会 一、二七〇円
  - 街頭募金(募金委員会) 一、一〇〇円
  - 計 二一一、六八四円
  - 町内の恵まれない家庭一世帯へ 一四七、六〇〇円
  - 病院、療養所、老人ホーム 秋楽園、児童施設等公費入院入所者の恵まれない人 八四人へ 二五、二〇〇円
  - 長期在宅療養者三六人へ 一一、二五〇円
  - 重度障害児者九人へ 二、七九〇円
  - 気の毒な家庭で小中学校在学中の生徒児童を対象として
    - 秋穂中学校七、〇〇〇円
    - 秋穂小学校六、〇〇〇円
    - 大海小学校五、〇〇〇円
    - 老人福祉施設(秋楽園)へ 五、〇〇〇円
    - 児童福祉厚生施設へ
      - 大海保育園四、〇〇〇円
      - 秋穂保育園三、五〇〇円
      - 黒湯保育園三、〇〇〇円
      - 秋穂児童館二、五〇〇円
      - 計 二二二、八四〇円
    - 不足金 一一、一五六円
- は前年度保管金一二、五八〇円のうちから支出致しました。

## 贈与税の申告

贈与税の申告時期が近づきました。次に掲げる方々は、お忘れなく早めに手続をしてください。

1. 申告を要する方は
  - (1) 昭和四十三年中に他人からもらった財産の合計額が四十万円以上の人
  - (2) 昭和四十三年中に特定の個人から二十万円をこえる財産をもらった人で、昭和四十二年または昭和四十一年にも同一の相手から二十万円をこえる財産をもらった人
2. 申告期間は//二月一日から三月十五日//までです。○詳細は税務署資産課係へおたずねください。

## 贈与税のあらまし

(一) 贈与税はなぜ設けられているのか。  
相続や遺贈(遺言で財産を贈与すること)によって遺産をもらった人には、相続税がかかりますが、生前に贈与が行なわれますと、それだけ相続税が少なくなり相続税の課税を免れることとなります。それでは生前に贈与した人と贈与しなかった人との間に、税金の面で不公平が生ずることになります。そこで生前の贈与に対しては、贈与税を課税することとしているの

(二) 五の日は税の相談日です。税金についてのお問い合わせは、何時でも結構ですが、毎月五の付く日(五日、十五日、二十五日)は税の相談日として皆さんのご相談に応じます。相談は匿名でも結構です。気軽にご利用ください。

贈与税は、このような目的をもって設けられていることから、相続税の補完税であるといわれています。もちろん、財産の贈与を受けると、その分だけ資力が増加し、税金を負担する能力(担税力)が生ずることになります。贈与税はこの担税力に着目して課税する税金でもあるわけです。

しかし、法人から財産の贈与を受けた場合、それ自体が贈与であることにかわりありませんが、法人には相続がありませんので、その贈与については、贈与税ではなく一時所得などとして所得税が課税されます。

(三) どのような場合に贈与税がかかるか。  
贈与とは、民法上の増与契約のことをいい、無償で財産を与えることです。しかし、このような正式の増与でなくても、たとえば、次のような場合には、通常、贈与があったものとして贈与税が課税されます。  
〔財産の名義を変更した場合〕  
たとえば、親の土地や家を子供の名義にかえたり、夫名義の株を妻の名義にかえたような場合は、その財産の贈与があったものとして取り扱われます。この場合売買の形式で登記したり、親が買った土地や家を子供の名義で直接登記した場合であっても、実質が贈与であれば贈与税がかかります。  
〔金銭の貸借があった場合〕  
金銭の貸借は、それ自体は贈与ではありませんから本来は贈与税はかかりません。しかし、親と子、夫と妻、祖父母と孫などのような親族間の貸借には、返す必要のない、いわゆる「ある時払いの催促なし」とか「将来返せるようになったら返す」という「出世払い」の貸借がありますが、このようなものは、実質的に贈与とかわりませんので、贈与として取り扱われます。

〔特別の経済的利益を受けた場合〕  
次のような特別の経済的利益を受けた場合は、その実質が贈与とかわりませんから贈与とみなされます。  
① 他人が保険料を支払っていた生命保険金を受け取ったとき。  
② 他人が掛金をかけていた郵便年金などの定期預金を受け取ったとき。  
③ 財産を時価よりいちじるしくやすい価額で譲り受けたとき。  
④ 借金を棒引きしてもらったり、肩がわりしてもらったとき。  
⑤ その他経済的な利益を受けたときにより財産がふえたり債務が減ったりしたとき。

### 〔一般の場合の計算例〕

贈与を受けた財産価格	基礎控除額	基礎控除後の課税価格	税率	控除額	贈与税額
1200*000円	400,000円	800,000円	25%	75,000円	125,000円

- 1 法人から贈与を受けた場合
  - 2 教育費や生活費をもらった場合
  - 3 公取選挙などで正規の費用をもらった場合
  - 4 お見舞いなどもらった場合
- (四) 贈与税の計算はどのようなのか。

### 住民税納税者の58%が給与所得者 (43年度町県民税)

昭和43年度町民税県民税の所得区分別納税者数 ( )は%

所得区分	給 与	營 業	農 業	事 業	その他	計
	% 人					人
大河内北	(52) 83	(15) 24	( 8) 13	(23) 37	(2) 3	160
大河内南	(33) 41	(12) 15	( 8) 10	(47) 59	0	125
天神町	(50) 66	(18) 23	( 6) 8	(25) 33	(1) 1	131
浜 中	(65) 69	(11) 12	(11) 12	(10) 11	(2) 2	106
北 条	(69) 80	( 8) 10	(15) 17	( 8) 9	0	116
中 条	(56) 70	(11) 14	(13) 17	(15) 19	(5) 6	126
井 南	(78) 56	(13) 9	( 5) 4	( 3) 2	(1) 1	72
浜 内	(71) 110	( 9) 14	(19) 29	( 1) 2	(1) 1	156
小 浜	(79) 45	(10) 6	( 4) 2	( 5) 3	(2) 1	57
赤 崎	(47) 41	(10) 9	(41) 36	0	(2) 2	88
日 地	(66) 114	(14) 24	(15) 25	( 2) 3	(3) 6	172
金 山	(59) 43	( 5) 4	(34) 25	0	(1) 1	73
西 青	(51) 23	( 9) 4	(40) 18	0	0	45
先 青	(44) 30	(12) 8	(40) 27	( 4) 3	0	68
中 道	(56) 49	(19) 17	(22) 19	( 3) 3	0	88
花 香	(73) 80	(15) 16	( 3) 4	( 9) 10	0	110
花 香	(72) 56	(14) 11	( 8) 6	( 6) 5	0	78
中 津	(69) 75	(14) 15	(14) 15	0	(3) 3	108
屋 戸	(81) 91	(12) 13	( 2) 3	( 5) 6	0	113
加 茂	(62) 51	(21) 17	( 1) 1	(15) 12	(1) 1	82
海 岸	(47) 25	(13) 7	0	(40) 21	0	53
東 本	(50) 44	(28) 24	( 5) 4	(16) 14	(1) 1	87
上 本	(75) 50	(10) 7	( 1) 1	(13) 9	0	67
本 町	(54) 43	(37) 29	0	( 8) 6	(1) 1	79
祇 園	(51) 78	(27) 41	( 3) 6	(18) 27	(1) 2	154
下 村	(56) 97	(24) 41	(13) 23	1	(7) 12	174
中 野	(46) 89	( 8) 15	(46) 90	0	0	194
東 天	(49) 56	( 3) 4	(48) 55	0	0	115
西 天	(46) 52	(11) 13	(42) 48	0	(1) 1	114
宮 之	(49) 49	( 5) 5	(45) 45	0	(1) 1	100
黒 瀧	(44) 58	(12) 16	(43) 56	0	(1) 1	131
黒 瀧	(69) 243	(12) 24	(14) 28	( 5) 10	1	206
計	(58) 2057	(14) 491	(18) 647	( 9) 305	(1) 48	3548

(注) 給与—会社員団体職員日雇等  
営業—商業・大工・左官等  
事業—漁業等

### 健民運動

## 子どもの交通安全

最近に通学通園路をはじめ主要道路や交通安全施設の整備がとくに急がれていますが、それでも子どもの事故が続発しています。これは子どもの自衛意識が低いことにも原因がありますが、一方では運転者に歩行者や学童を保護しようとする意識がまだ徹底して

いないことがうかがえます。また、車の急激な増加に伴って交通量が増す多くなっているため、運転者の前車との距離間隔をとり、割り込みなどに気を配らねばならず、歩行者の優先を忘れがちになる傾向もみられます。信号機の

この交通安全事故を防ぐためにはまづ運転者が正しい運転のルールを守り、歩行者、とくに子どもを愛情といたわりのこころをもって保護してやることも大切です。また、家庭でも機会のあるごとに、正しい歩き方、横断の仕方、道路への飛び

渡ることができず立ちつくす姿がしばしば見られ、自動車横暴がささやかれています。

出しの危険などについて教え、恐ろしい交通事故から子どもを守りましょう。

### 善意銀行

#### からの御礼

次の方々から香奠返しとしてご寄附を戴きました。誠に善意有難く、厚く御礼申し上げます。(敬称略)

- 一金壹万円 中道 藤田 章一
- 一金壹千円 井南 松井 秀夫
- 一金四百五十円 匿名者
- 尚物品の預託が次のとおりありました。厚く御礼申し上げます。これはそれぞれ適当に払い出して預託者の善意を御伝えしております。
- 一 大人古着六點 天神町 福田 雅二
- 一 子供シャツ、ズボン 中道 藤田 章一
- 一 上衣、ズボン 先青江 上田 ヤス
- 一 全前 先青江 岡田 ヨシ
- 一 全前 中道 藤田 祐二
- 一 中古衣料品 一五〇點 秋穂町連合婦人会

